

## 富山市附属機関の設置及び運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、附属機関の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、公正で透明な行政を推進するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67条)第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

### (設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、法律によりその設置が義務付けられている場合を除き、次に掲げる場合に限り設置するものとする。

- (1) 審議する事項等について、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聞くだけでは不十分であると認められる場合
- (2) 審議する事項等が既存の附属機関の所掌事項でなく、かつ、既存の附属機関の所掌とすることが適当でないと認められる場合

### (委員の構成)

第4条 附属機関の委員の数は、法令等に定めがある場合を除き、原則として20人以内とする。

- 2 委員には女性を積極的に登用するものとし、全附属機関に占める女性委員の割合が30%となるよう努めるものとする。
- 3 市議会議員は、法令等に定めのある場合又はその他特別の事由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。
- 4 市職員は、原則として委員に選任しないものとする。
- 5 委員の選任に当たっては、幅広い分野からの登用に努め、特に、関係

団体等から選任する場合は、当該団体の代表者に限らず広く役員の中から推薦を受けて選任に努めるものとする。

6 委員が他の附属機関の委員と兼ねることができる件数は、5件以内とする。ただし、第5条の規定により選任された委員（以下「公募委員」という。）にあっては他の附属機関の委員と兼ねることができないものとする。

7 委員の任期は、法令等に定めがある場合を除き、2年以内とし、同一委員（公募委員を除く。）の継続在任期間は、3期又は6年以内とする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

#### （委員の公募）

第5条 市民の市政への参画機会を拡大するとともに、市民の意見を市政運営に反映させるため、附属機関の委員の定数又は総数の20%以上にあたる委員について、公募に努めるものとする。

2 応募要件は、市内に住所を有する者で、応募日現在の年齢が満20歳以上の者の内、本市が設置する他の附属機関の委員になっていない者とする。

3 前項に定める要件のほか、公募の趣旨及び当該附属機関の設置目的に照らし、合理的であると認められる場合は、必要に応じ応募要件を付加することができる。

4 公募委員の任期は1期限りとする。ただし、改選時において、同一の附属機関の公募委員に応募することを妨げない。

5 第1項の規定にかかわらず、附属機関が、次のいずれかに該当する場合は、委員を公募しないことができるものとする。

(1) 迅速又は緊急に設置することを要するもの

(2) 富山市情報公開条例（平成17年条例第30号）第7条各号に規定する非公開情報に係る事案を審議するもの

(3) 法令等の規定により委員の資格又は職種が限定的に定められているもの

(4) その他極めて専門的な知識を要するものなど、委員を公募することが適当でないと認められるもの

(公募手続等)

第6条 委員の公募方法その他公募に必要な事項は、「富山市附属機関の委員の公募及び会議の公開に関する事務取扱要領」(以下「要領」という。)に定めるところによる。

(運営への配意)

第7条 附属機関の会議においては、数多くの意見が出され、活発な議論が行われるよう、審議に要する資料等の事前配布を行うなど、より効率的で効果的な運営が図られるよう十分配意するものとする。

(会議の公開)

第8条 情報公開の総合的な推進を図るとともに、市民の市政への理解を促進し、公正で開かれた市政を推進するため、附属機関の会議は原則として公開するものとする。

(非公開とする会議)

第9条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

- (1) 富山市情報公開条例第7条各号に定める非公開情報に係る事案を審議する場合
- (2) 不服申立て、苦情、あつせん、調停に係る事案を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがある等、附属機関の長が非公開とすべき相当の理由があると認める場合

2 前項第3号の規定により、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、附属機関の長が会議に諮って決定し、その理由を明らかにするものとする。ただし、附属機関の長は、会議の開催日前に、委員の意見を聴くなどの方法により、会議に諮ることなく、会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。

(公開の方法)

第10条 会議の公開は、会議の傍聴及び審議内容等を記載した会議の概要の閲覧等により行うものとする。

(公開手続等)

第11条 公開する会議の周知方法その他附属機関の会議の公開に必要な事項は、要領に定めるところによる。

(設置等の見直し)

第12条 既存の附属機関については、常にその設置の必要性、所掌事務及び委員の構成等について検討し、次のいずれかに該当するものについては、廃止又は他の附属機関と統合するよう努めるものとする。

- (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により必要性が低下したと認められるもの
- (2) 過去3年以上会議が開催されず、又は調査等を行っていない等、活動の実績が認められないもの
- (3) 公聴会又は個別の意見聴取により設置の目的が達成されると認められるもの
- (4) 審議事項又は委員の構成等が他の附属機関と類似し、又は重複するもの

(協議)

第13条 附属機関を設置し、若しくは統廃合し、又は委員の選任を行う場合は、事前に企画管理部長に協議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(富山市審議会等の設置及び運営に関する要綱の廃止)
- 2 富山市審議会等の設置及び運営に関する要綱は、廃止する。